# 【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2022年6月27日

【会社名】 日本証券金融株式会社

【英訳名】 JAPAN SECURITIES FINANCE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 櫛田 誠希

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

【電話番号】 03(3666)3184(直通)

【事務連絡者氏名】 コーポレートガバナンス統括室長 日比 健太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

【電話番号】 03(3666)3184(直通)

【事務連絡者氏名】 コーポレートガバナンス統括室長 日比 健太郎

【縦覧に供する場所】 日本証券金融株式会社 大阪支社

(大阪市西区江戸堀一丁目9番6号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 1【提出理由】

2022年6月23日開催の当社第112回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

# 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2022年6月23日

## (2) 当該決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 取締役の員数の変更に係る定款一部変更の件

定款第19条に定める取締役の員数を10名以内から8名以内に変更する。

### 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、小幡尚孝、杉野翔子、飯村修也、二子石謙輔、山川隆義、櫛田誠希および朝倉洋を選 任する。

### 第3号議案 株主総会資料の電子提供制度に係る定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第16条を変更するとともに、効力発生日等に関する附則を設ける。

### <株主提案(第4号議案から第9号議案まで)>

第4号議案 代表執行役社長の個別報酬開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 役員の報酬開示

(代表執行役社長の報酬開示)

第38条 当会社は、代表権を有する執行役に対して前事業年度に報酬として支給した金額(非金銭報酬を含む。)を、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

### 第5号議案 日本銀行出身の役員の個別報酬開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下条文を新設する。

(日本銀行出身の役員の報酬開示)

第39条 当会社は、日本銀行における勤務経験を有する執行役、取締役及び特別顧問並びに日本銀行における勤務経験を有する当会社の連結子会社の取締役、顧問及び相談役に対して前事業年度に報酬として支給した金額(非金銭報酬を含む。)を、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

### 第6号議案 特別顧問の設置

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第10章 特別顧問

(特別顧問)

第40条 当会社は取締役会決議により、特別顧問を置くことができる。

### 第7号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第11章 当社が保有する有価証券

(政策保有株式の目的の検証と結果の開示)

### 第41条

(1)当会社は、当会社が保有する政策保有株式の保有目的である「取引関係を強化すること」や「連携を図ること」が、政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、当該株式の売却を希望する旨を伝える。

(2) 当会社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

第8号議案 純投資目的で保有する株式及び非上場REITの売却に係る定款変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

(純投資目的で保有する株式及び非上場REITの売却)

第42条 当会社は、保有目的が純投資目的である株式及び非上場REITを新たに取得せず、かつ、2026年3月末までに全て売却する。

第9号議案 議決権行使結果の開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

(議決権の不行使及び行使理由の開示)

第43条 当会社は、当会社名義で保有している融資担保株式に係る議決権については、原則として行使しないものとし、当該株式の株主価値が毀損されることが明らかな例外的な場合にのみ、個別に賛否を検討して議決権を行使し、その議決権行使の理由を適時に開示するものとする。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

# <会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	783,308	1,819	0	(注)1	可決 99.73
第2号議案				(注)2	
小幡 尚孝	712,477	72,669	0		可決 90.71
杉野 翔子	713,441	71,705	0		可決 90.83
飯村 修也	714,317	70,829	0		可決 90.95
二子石 謙輔	733,151	51,995	0		可決 93.34
山川隆義	733,231	3,561	48,354		可決 93.35
櫛田 誠希	703,862	81,283	0		可決 89.62
朝倉 洋	726,258	58,887	0		可決 92.47
第3号議案	783,079	2,067	0	(注)1	可決 99.70

# <株主提案(第4号議案から第9号議案まで)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第4号議案	188,099	597,070	1	(注)1	否決 23.95
第5号議案	130,527	654,639	1	(注)1	否決 16.62
第6号議案	16,328	768,541	0	(注)1	否決 2.08
第7号議案	84,380	700,789	1	(注)1	否決 10.74
第8号議案	82,618	702,550	1	(注)1	否決 10.52
第9号議案	83,147	702,023	0	(注)1	否決 10.59

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成によります。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになっているため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上